

# 20歳がスタート! 国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られたしくみで、20歳以上60歳未満のかたは加入することが義務付けられています。

## Q1 20歳になったら?

- A** 厚生年金などの公的年金に加入していない場合は、誕生日の前日から国民年金に加入することになります。加入後、3週間程で日本年金機構から「年金手帳\*」、「国民年金保険料納付書」が届きます。年金手帳は、今後、年金の手続きをする際に必要ですので、たいせつに保管してください。国民年金保険料は、令和3年度は月額16,610円、令和4年度は月額16,590円です。金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください(口座振替・クレジットカード払いへの変更可)。\*令和4年4月1日に年金手帳は廃止され、以降に20歳に到達するかたには基礎年金番号通知書が送付されます。

## Q2 年金は若いときでも関係あるの?

- A** 国民年金は老後の保障だけではなくありません。病気やけがで一定の障害が残ったときは「障害基礎年金」が支給されます。また、一家の働き手が亡くなったときに残された家族を支える「遺族基礎年金」もあります。

## Q3 学生なので保険料が納められない。どうすればいい?

- A** 国民年金保険料の納付を猶予できる「学生納付特例制度」があります。また、学生以外のかたで、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度をご利用ください。

動画などで  
より詳しく解説



「国民年金の加入と  
保険料のご案内」

問合せ 春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112 (代表)  
市保険年金課国民年金担当 ☎0480 (92) 1111 内線140・149

## 中小企業・小規模事業者のかたへ 令和3年度第2回新型コロナウイルス感染症に係る事業所等賃料補助金

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている事業者に対し、経済的負担を軽減し事業継続の支援を図るため、事業所などに係る賃料を予算の範囲内で補助します。

### 1 対象者

次の①～⑤を全て満たしていること

- ① 申請日時時点で事業を継続していること
- ② 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定する中小企業者
- ③ 市内に事業所などを賃借していること  
※土地(資材置場、駐車場など)、倉庫などは対象外  
※土地のみを賃借し、自己所有の建物で事業を行っている場合は対象外
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年7月から同年9月まで**の任意の月の売上高が、前年の同月に比して5%または前々年の同月に比して15%以上減少していること
- ⑤ 市税などを滞納していないこと

### 2 対象とならない契約

- ① 転賃を目的とした契約
- ② 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の契約
- ③ 賃貸借契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の契約

### 4 補助額

上限10万円  
※補助率10/10  
※令和3年1月から3月までの売上減少により、第1回事業所等賃料補助金を受給されたかたも対象

### 3 補助対象経費

市内事業所などに係る1か月分の賃料  
※消費税を含むものとする。  
※住居として利用している部分がある場合は、事業所面積と住居面積を案分して補助額を算出します(面積などが分かる図面の提出をお願いします。)

### 5 申請受付期間

2月28日(月)まで(先着順)

問合せ 商工観光課 新型コロナウイルス緊急経済支援室 ☎0480 (92) 1111 内線 294